

川の市民情報

2014年

11

国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 RCM事務局 URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>
 TEL : 045-503-4015 FAX : 045-503-4092 メール/keihia50@ktr.mlit.go.jp

リバーシビックマネージャー(RCM):住民のボランティア活動の一環として、河川管理の支援をしていただくことを目的に創設された制度です

船舶の放置行為が罰則適用の対象となりました！ ～多摩川・相模川・鶴見川水系の国が管理する区間で指定～

河川法施行令改正（平成26年4月1日施行）※1により、船舶など河川管理者が指定したものを「みだりに捨て又は放置すること」が禁止行為として追加され、罰則適用の対象となりました。

京浜河川事務所では、放置艇対策をより強化することを目的に、管理する3水系の全ての河川で「船舶」を指定しました。

【船舶の放置等を禁止する河川】

- 多摩川水系多摩川、浅川、大栗川
- 鶴見川水系鶴見川、矢上川、早淵川、鳥山川
- 相模川水系相模川

【罰則の概要】

- 3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金
 （河川法施行令第59条第2号）

【罰則適用の施行日】

- 平成26年11月10日施行

河川区域内の土地に放置された船舶の例



多摩川水系多摩川



鶴見川水系鶴見川



相模川水系相模川

改正前

河川法施行令改正内容

※1

第16条の四何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

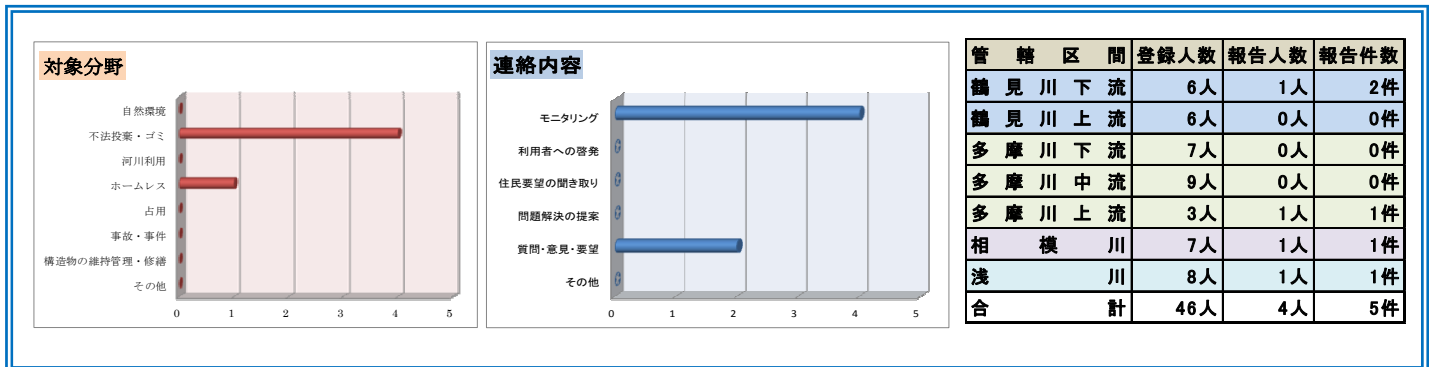
- 一(略)
- 二河川区域内の土地(高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。)に土石(砂を含む。以下同じ。)又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。
- 三(略)

改正後

第16条の四何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一(略)
- 二河川区域内の土地(高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。)に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。
 - イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの
 - ロ 土石(砂を含む。以下同じ。)
 - ハイ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物
- 三(略)

平成26年10月は、5件の報告をいただきました。ありがとうございました。



10月のご報告より

一部内容を省略させていただいているものもあります。ご了承ください。

相模川分科会 長谷川様

相模川右岸堤防平塚市中堂地先川表道路付近にて、不法係留の船が7隻ほどあり、台風18号、19号の影響による転覆する船もあり、漂流してきた多数のゴミとともに長期にわたり放置されています。

10月18日には、船の関係者と思われる者が確認してきたものの、そのままになっており、地域住民の散歩者や、ベルマーレ関係の利用者の他、河川上を運航している船舶やジェットボート、漁船利用者の運航の安全の妨げになっております。

河川を利用する善良な市民のためにも、不法係留している船舶所有者への除去期限付きでの自主撤去・命令を行って頂き、簡易代執行または、期限を過ぎた者には行政代執行法に基づく戒告を通知の上、撤去されない場合には、行政代執行による強制撤去等を速やかに実施して頂ければと思います。

鶴見川下流分科会 柘植様

今朝06:45大変邪魔になる放置自転車がありましたので緊急報告します。

今朝ほど漂着物を発見し、所有者と思しき事業者に以下の連絡をしました。

浅川分科会 加藤様

ボランティア活動等をおして気づいた、浅川におけるゴミの状況等について報告をいただきました。

多摩川上流分科会 岡田様

先月ご報告頂いた拝島自然公園付近での状況等の続報についてご報告をいただきました。

※9月号の岡田様報告の訂正「草食」→「草食」（事務局転記ミス）

皆様からのご報告お待ちしております！

平成25年度河川管理レポート公表(河川管理の取り組み状況等 HP掲載)

全国各地での大規模水害の発生、社会資本の老朽化や、近年の財政状況も踏まえ、より効果的・効率的な河川管理が求められています。また、合わせて、維持管理に係る社会的な関心も高まりつつあるところで

このような背景を踏まえ、京浜河川事務所が管理する多摩川・鶴見川・相模川において、日々の河川管理の取り組み状況等を整理した年次レポートを、『河川管理レポート』としてまとめました。

『河川管理レポート』により、地域の皆様に普段見えにくい河川管理の取り組みを知って頂くとともに、補修実績や施設変状傾向等を踏まえたより効果的・効率的な河川管理を行うことを目指しています。

京浜河川事務所HP → <http://www.ktr.ml.it.go.jp/keihin/keihin00299.html>

RCM事務局より

今年も早いもので、ウォームビズの季節となりました。環境省では、寒い季節をより快適に楽しく、暖かく過ごすために、更にもう一つアイデア等をプラスする取り組み「WARMBIZ + ONE」（ウォームビズ・プラス・ワン）や、みんなで暖かいところ集まることでエネルギー消費の削減につなげる「ウォームシェア」を呼び掛けていきます。RCMの皆さんも暖房を止めて外出し、堤防や河川敷を散歩したりジョギングしたりして、河川の状況をお知らせ下さい。省エネ・健康・河川モニタリングの一石三鳥になりますよ！

RCM事務局 山口